

第3章 香港における産業廃棄物・リサイクル政策

吉田綾¹

第1節 廃棄物・リサイクルに関連する中・長期計画および法令

1989年「廃棄物処理計画」(The Waste Disposal Plan)は香港における初めての固形廃棄物処理戦略である。計画により、既存の廃棄物処理施設を徐々に使用を停止し、先進的な処理施設に置き換えていくこと、すべての処理施設は環境保護署が責任を持って管理することとなった。コスト効果・環境保護基準の面をさらに整備し、

1994年から廃棄物の減量を研究し、1998年には「減少廃物綱要計画」が実施された。これに伴い、「減少廃物委員会」が設置され、政府の施策を支援・協力し、廃棄物減量化のための措置の推進について様々な意見を提供することとなった。1999年から毎年計画の推進状況についてレポートが発表されている。

同計画では、埋立に回す廃棄物の減少(発生抑制)、地球上の非再生可能資源の保全、リサイクル率の向上、廃棄物処理にかかるコスト削減を目的とし、2007年までに埋立を回避する廃棄物を1997年の30%から58%に向上させること、埋立処分場の寿命を2015年から2019年までに延命することを目標として掲げている。

2005年5月に、可持続発展委員会が発表した香港初の「可持続発展戦略²」での提言に基づき、「都市固体廃物管理政策大綱(2005-2014)」が12月に発表された。全面的な戦略と10年後の目標設定として以下の3つの目標が設定されている。

目標1. 2014年まで毎年、香港の都市ごみ発生量を1%ずつ削減する。

目標2. 2009年または2014年までに、都市ごみ回収率45%・分別50%まで向上させる。

目標3. 2014年までに、埋立量を25%以下に減少する。

2006年「製品環保責任条例草案」を立法会に提出し、2007年からタイヤ、プラ袋、電子電気機器、2008年には包装材・飲料容器、2009年には充電電池の回収・リサイクルにEPRを導入する予定である。

「生産者責任計画」では、「汚染者負担」を計画の核心原則とし、製造者・輸入者・小売店・消費者が、それぞれ生産・消費した物品の回収・リサイクル・処理・最終処分に関する責任を分担することで環境への影響を最小限に抑える³。2006年に立法会に「製品環保責任条例(草案)」を提出し、「生産者責任計画」の法的理念・枠組みを提供する。2007年「廃物收費」(ごみ有料化)に関して規定される予定である。

「生産者責任計画」実施後、埋立区禁止令(堆填区廃棄禁令)の推進を検討し、埋立区域のさらなる改善を推進する。最終処分がやむ終えなく、かつ適正処理が必要な廃棄物について、2007年に廃棄物費用の徴収を推進する立法を検討し、直接的経済的インセンティブを用いて廃棄物の減量・発生抑制に努めるとしている。

¹ 独立行政法人国立環境研究所 循環型社会・廃棄物研究センター 研究員

² 香港首个可持続発展策略 <http://www.susdev.org.hk>

³ [Proposed Legislation for the Implementation of Producer Responsibility Schemes](#)

表1 香港におけるリサイクル推進政策

政策	実施期間	リンク
減少廃物綱要計画 (Waste Reduction Framework Plan)	2000-2003	http://sc.info.gov.hk/gb/www.epd.gov.hk/epd/tc_chi/environmentinhk/waste/prob_solutions/wrfp_initiative.html
都市固体廃物管理政策大綱 (Policy Framework for the Management of Municipal Solid Waste)	2005-2014	http://www.epd.gov.hk/epd/msw/

出所：香港環境保護署ホームページ

香港の法令

中華人民共和国香港特別行政区（以下、香港）は、中国の「一国二制度」政策の影響で1997年の中国復帰後も、復帰前と同じ法律、法令を維持している。廃棄物処理・リサイクルに関連する法律には、「空気汚染管制条例」、「騒音管制条例」、「水汚染管制条例」、「廃棄物処理条例」などがある。

廃棄物処理条例（香港法例第354章、WDO⁴）は1980年に公布され、廃棄物管理の基本法規として広範囲に廃棄物の排出から最終処分までを監視・管理している。

政府はこれまでWDOを数回改正し、家畜廃棄物、化学廃棄物、廃棄物の不法投棄及び廃棄物の輸出入等、管理項目の範囲を追加している。1995年（1996年発効）に廃棄物の輸出入の規制を目的に、また、1997年には処理料金の徴収をより効率的に行うことを目的に改正されている。最近では、輸入廃棄物の不法投棄防止や廃棄物輸出入の管理体制を改善し、バーゼル条約上の有害廃棄物の越境移動に関する規制を同条例に組み込み、医療廃棄物の管理及びごみ処理費用の徴収計画などを行っている。

香港ではその他の法令でも特殊廃棄物を管理している。たとえば船舶からの廃油は、商船法例によっても、廃棄物の発生から最終処分までも管理されている。

⁴ WDO: Waste Disposal Ordinance (Laws of Hong Kong Chapter 354.)

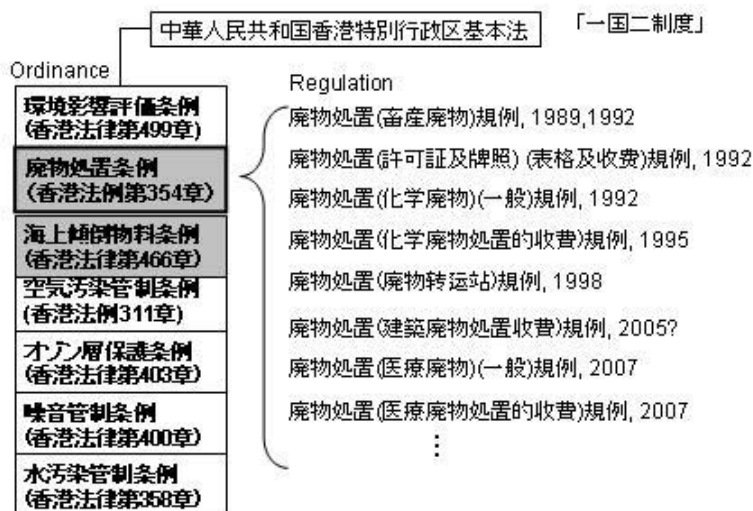


図 1 香港の環境法体系

出所：香港環境保護所ホームページをもとに筆者作成

表 2 廃棄物処理条例（WDO）の改正

年	改正内容
1987	家畜飼育の禁止。
1991	化学廃棄物の包装、標示、貯蔵、収集、処置、輸出入の管理。
1994	家畜廃棄物。廃棄物の不法放置禁止。
1995	有害廃棄物と廃棄物の輸出入の管理を目的とした許可証制度の実施。
1997	各種廃棄物費用徴収計画。香港人權法案条例（383 章）
2005	指定廃棄物処置施設における建築廃棄物の処理費用徴収、不法投棄管理の強化。

出所：香港環境保護所ホームページをもとに筆者作成

表3 香港の廃棄物関連の法規

類別	名称	英文	施行年、改正年	
条例 (Ordinance)	廃物処置条例 (香港法例第 354 章)	Waste Disposal Ordinance (Cap. 354)	1987, 1991, 1994, 1995, 1997, 2005	法令の詳細は下記ホームページから英文・中文両方でダウンロード可能である。 http://www.legislation.gov.hk/index.htm
	海上傾倒物料条例 (香港法律第 466 章)	Dumping at Sea Ordinance (Cap. 466)	1995	
規例 (Regulation)	廃物処置(畜産廃物)	Waste Disposal (Livestock Waste) Regulations	1988	
	廃物処置(指定廃物処置施設)規例	Waste Disposal (Designated Waste Disposal Facility) Regulation	1997, 2004	
	廃物処置(許可証及牌照)(表格及收費)規例	Waste Disposal (Permits and Licences)(Forms and Fees) Regulation	1989, 1992	
	廃物処置(化学廃物)(一般)規例	Waste Disposal (Chemical Waste) (General) Regulation	1992	
	廃物処置(化学廃物処置的收費)規例	Waste Disposal (Charges for Disposal of Chemical Waste) Regulation	1995, 1996, 1997	
	廃物処置(上訴委員会)規例	Waste Disposal (Appeal Board) Regulation	1992	
	商船(汚染抑制・防止)(汚染廃棄物排出費用)規例	Merchant Shipping (Prevention and Control of Pollution) (Charges for Discharge of Polluting Waste) Regulation	1995, 1996, 1998, 2006	
	廃物処置(廃物転運站)規例	Waste Disposal (Refuse Transfer Station) Regulation	1998	
	廃物処置(建築廃物処置收費)規例	Waste Disposal (Charges for Disposal of Construction Waste) Regulation	2005	
	廃物処置(医療廃物)(一般)規例	Waste Disposal (Clinical Waste) (General) Regulation	2007	
廃物処置(医療廃物処置的收費)規例	Waste Disposal (Charges for Disposal of Clinical Waste) Regulation	2007		
ガイドライン等	化学廃物管制計画指南	A Guide to the Chemical Waste Control Scheme		http://www.epd.gov.hk/epd/english/environmentinhk/waste/guide_ref/files/guide_e.pdf

化学废物產生者登記指引	A Guide to the Registration of Chemical Waste Producers		http://www.epd.gov.hk/epd/english/environmentinhk/waste/guide_ref/files/wpreg_e.pdf
包装、標識及存放化学废物的工作守則	Code of Practice on the Packaging, Labelling and Storage of Chemical Wastes	1992.10	http://www.epd.gov.hk/epd/english/environmentinhk/waste/guide_ref/files/chemw_e.pdf
处理、運送及処置石棉废物的工作守則	Code of Practice on the Handling, Transportation and Disposal of Asbestos Waste	1993.10	http://www.epd.gov.hk/epd/english/environmentinhk/waste/guide_ref/files/asbest_e.pdf
处理、運送及処置PCB废物的工作守則	Handling, Transportation and Disposal of PCB Waste	1992.12	http://www.epd.gov.hk/epd/english/environmentinhk/waste/guide_ref/files/pcb_e.pdf

出所：香港環境保護所ホームページをもとに筆者作成

第2節 廃棄物・リサイクル関連の省庁

1986年環境保護署が成立し、「空気汚染管理条例」「噪音管理条例」「廃棄物処置条例」「水汚染管理条例」「環境影響評価条例」「海上投棄条例」「オゾン層保護条例」など主な環境保護条例を所管している。職員1600名、予算の半分は廃棄物処理費用である。

具体的な業務には、大気・噪音・水質・廃棄物汚染の管理に関する業務、建築・飲食・工場などの工商業活動の監督、一般居住区の噪音、家畜飼育、自動車、廃棄物の輸出入などがある。

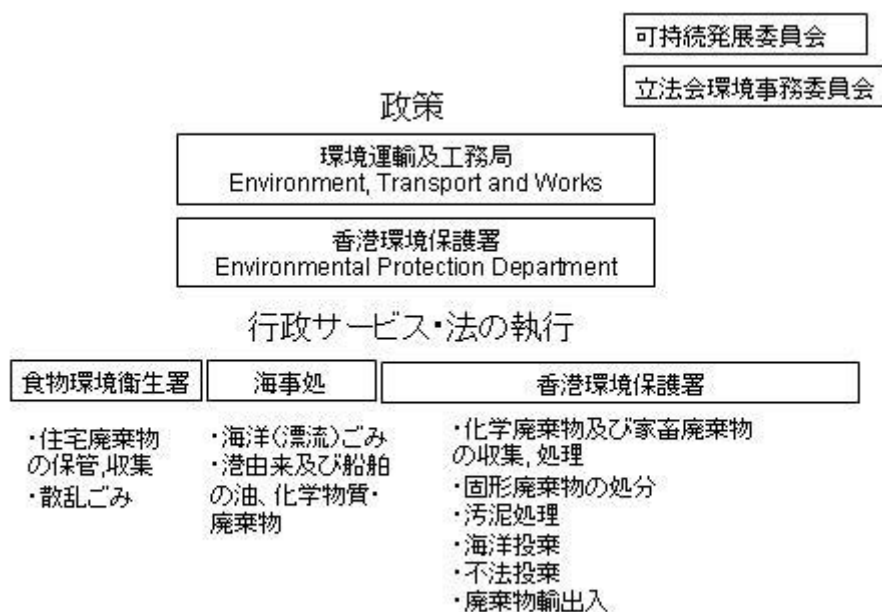


図2 香港における廃棄物行政の組織図

出所：香港環境保護所ホームページをもとに筆者作成

第3節 業界団体やNGO

ごみ分別、中古電子電気製品回収などにおいて、NGOが積極的に参加している。また、香港では、政府も廃棄物・リサイクルの立法および計画を立てる際には、NGOからも意見を聞くなどしており、政府方針の方向性を決定する上でも一定の影響を及ぼしているといえる。

表4 香港におけるリサイクル関連の団体

名称	概要	ホームページ
香港地球之友 (Friend of the Earth)	香港各地において、古着、CD/DVD、トナー、発泡スチロールなどの定期的な回収活動を行っている。拡大生産者責任制度の導入などについて政府に提言なども行っている。	http://www.foe.org.hk/welcome/geten.asp
緑色和平 (Greenpeace China)	森林保護、食品安全、地球温暖化、持続可能な貿易等、幅広い分野でも活動している。E-waste、有害物質の削減などについても活発な団体。	http://www.greenpeace.org/china/ch/
緑色学生連会 (Green student council)	「地球の友」の活動に参加した中学生が中心となり1993年に設立された。レジ袋削減に関する活動を行っている。	http://www.gsc.org.hk/modules/AMS/
環保觸覚 (Green sense)	2004年に設立された団体。環境保護違反に関する減少を調査し結果を大衆に公開する活動を行っている。	http://www.greensense.org.hk/
長春社	1968年に設立された香港でも歴史ある民間の環境保護団体。環境教育(ごみ分別)、政府への政策提言などを行っている。	http://www.conservancy.org.hk/

出所：香港環境保護所ホームページをもとに筆者作成

第4節 廃棄物の定義

廃棄物は、最初のユーザーが不要となったものすべてを廃棄物と定義しており、経済的価値や製品価値が残っているか否かには無関係である。

廃棄物の種類は、以下のように区分されている。

- ・ 家庭ごみ
- ・ 商業・工業廃棄物 (Commercial and Industrial Waste)
- ・ 化学廃棄物 (Chemical Waste)
- ・ 建設廃棄物 (Construction and Demolition Waste)
- ・ 特殊廃棄物 (Special Waste)

都市固形廃棄物 (Municipal waste) には、家庭ごみと商業・工場廃棄物が含まれる。家庭ごみは、住宅や公共の事務機関で日常発生する廃棄物及び公共清掃サービス (海上ごみや公園から収集されるごみ) で収集された廃棄物を指す。商業廃棄物は、商店・飲食店・ホテル等の商業活動から発生した廃棄物を指す。工場廃棄物は、工業活動で発生した廃棄物で、建築廃棄物や化学廃棄物に該当しないものを指す。

化学廃棄物は、WDOを準拠して規定された「廃物処理 (化学廃物) (一般) 規例」に基づき、何らかの加工・生産プロセスにおいて発生した排水、残渣や副産物中に、人体の健康に危害または環境汚染を及ぼしうる状態、量または濃度の化学物質が含まれているもの、と定義されている。

建築廃棄物は、道路工事や建設工事により発生した混合残渣 (がれき、レンガ、土砂、竹、木材等) を指す。

特殊廃棄物には、屠殺場の廃棄物、動物死体、アスベスト、医療廃棄物、廃棄貨物、家

畜廃棄物、上下水処理家庭で発生した汚泥、化学廃棄物処理センターの処理残渣などが含まれる。

第5節 廃棄物の排出者の責任

1992年、WDOのもと「廃物処理（化学廃物）（一般）規例」が公布され、化学廃棄物の管理・処置（貯蔵、収集、運搬、処理及び最終処分を含む）は管理されることとなった。化学廃棄物の排出事業者は、環境保護署署長に対し登録・登記しなければならない。

1995年の「廃物処理（化学廃物処置の收費）規例」の公布及び1997年の同規例の改正により、化学廃物処理センターで処理する化学廃物について、処理費用が徴収されることとなり、廃棄物の発生抑制に経済的インセンティブが与えられた。可変経営コスト(VOC: variable operating cost)の31%が処理費用として徴収され、残り69%は政府が負担することとなっている。同センターが処理する海洋廃棄物については、「商船（汚染抑制・防止）（汚染廃棄物排出費用）規例」の2006年改正法に基づき、可変経営コストの54%を処理費用として徴収することとなった（残りは政府が負担）。また、「廃物処理（指定廃棄物処理施設）規例」により、廃棄物処理施設に廃棄物を持ち込む際には所定の費用を支払わなければならないようになった。

2005年の廃物処置条例の改正により、医療廃棄物の管理が実施され、廃棄物の不法投棄や輸出入への監視も強化された。廃棄物の不法投棄は、最高罰金20万香港ドル、禁固6ヶ月に処される。「廃物処理（医療廃物）（一般）規例」は、医療廃物の生産者、収集者、処理施設オペレーティング企業の稼働状況の監督を規定し、新しい医療廃物処置に関する費用徴収計画を実施し、医療廃棄物はすべて環境保護署が管理する埋立施設で適正処理することが規定された。

2005年1月には、「廃棄物処理（建築廃棄物処置費徴収）条例」が立法会を通過し、正式に建築廃棄物の処置費が徴収されることとなった。それまでの「廃物処置（廃物処置の收費）規例」（1995年）は廃止され、「汚染者負担」の原則に基づき、新しい費用徴収計画が実施されることとなった。

2006年1月20日より、廃棄物排出者は民間の埋立処分場での不活性建築廃棄物の処理について、1トンあたり27香港ドルを支払わなければならない。不活性成分を（重量で）50%以上含む建築廃棄物の篩選別/分別処理⁵については1トンあたり100香港ドル、50%未満のものについては125元の処理費を徴収する。50%以上不活性成分を含む建築廃棄物は、埋め立て処分場は受け入れられないため、これらの廃棄物は受け入れ可能な施設または篩選別施設に運ばれる。環境保護署は一般市民が廃棄物処理費計画の指示を得るために、産業界との意見交換や複数回説明会を開催しており、費用徴収計画が産業界から広く支持を得られるよう努力している。

建設廃棄物の有料化に伴い、2006年1月から排出企業はEPDに口座開設の登録を行うこととなった。処理施設への廃棄物運搬量はすべて記録され、月ごとに請求書が排出企業の元に送られる。政府は、有料化後、廃棄物排出量の20%削減を見込んでいる。

⁵ 不活性建築廃棄物（レンガ・土砂等）は建築資材としてリサイクルできるため、篩選別してこれらを分別する。竹・木材・植物・包装廃棄物・その他有機物等の非不活性建築廃棄物は、海面埋立には向かないため埋立処分場に埋立処分する。

なお、都市ごみについては、未だ有料化の対象となっていないため、現在も政府が無料で処理を行っている。

表 5 建設廃棄物の処理費用

政府建築廃物処置施設	受け入れられる建築廃棄物の種類	トンあたり処理費用
廃棄物受け入れ施設	不活性建築廃物	HK\$27
篩選別施設	総重量のうち不活性建築廃物の重量が50%を越えるもの	HK\$100
埋立処分場※	総重量のうち不活性建築廃物の重量が50%を越えないもの	HK\$125

注：不活性建築廃物（石の塊、がれき、土、泥、砂、コンクリート、アスファルト、レンガなど）
出所：香港環境保護所

第 6 節 廃棄物処理・処分業者

環境保護団体や市民の反対を受けて、1997年に焼却施設が全面的に閉鎖して以来、香港における主な処理方法は埋立処理である。現在（2007年3月）、戦略性堆填区（Strategic Landfills）が3箇所、積み替え所7箇所ある。すでに埋立が完了した処分場が13箇所あり、ゴルフ場、野球場、公園などに活用されている。主に都市ごみや建築廃棄物が埋立処分されている。

香港において、廃棄物の処理施設は、ほとんどが政府により建設され、政府および入札による民間企業によりオペレーションがされている。例えば新界東南堆填区（SENT）ではリオアリアという会社（EUの会社）がOperationしており、130人が働いている。

化学廃棄物の処理施設の運営は、1993年から15年間 Enviropace Limited（衝和化学廃料処理有限公司）が環境保護署と委託契約を結んでいる。香港で処理される化学廃棄物の半分以上は海洋廃棄物（MARPOL waste）である。油水分離施設や物理/化学処理、焼却等の処理施設があり、海洋廃棄物（廃油等）、使用済み非アンモニア侵蝕剤、陸地廃油、廃アルカリ、廃酸、使用済みアンモニア侵蝕剤、有害金属及びその他金属溶剤、その他（シアン化物、PCV等）などが処理されている。2003年末に水銀の処理施設を増設し、蛍光灯の処理・水銀回収を行っている。

このほか、家畜廃棄物のコンポスト施設、低レベル放射性廃棄物の保管施設等がある。

表 6 廃棄物処理施設

	開始時期	面積 (ha)	年数 (年)	処理量 (t/day)	廃棄物の種類	建設費 (HK\$)	運営費 (HK\$/y)
新界西堆填区 West New Territories (WENT) Landfill	1993.11	110	25	6,619	都市廃棄物, 建築廃棄物	18億5千万	1億34百万
新界東南堆填区 South East New Territories (SENT) Landfill	1994.9	100	18	8,101	都市廃棄物, 建築廃棄物	21億	1億8千万
新界東北堆填区	1995.6	61	15	2,959	都市廃棄物,	9億	1億8百万

North East New Territories (NENT) Landfill					建築廃棄物, 特殊廃棄物		万
化学廃棄物処理センター Chemical Waste Treatment Centre (CWTC)	1993.4	--	15 (契約)	103	化学廃棄物	--	--

出所：香港環境保護署ホームページ

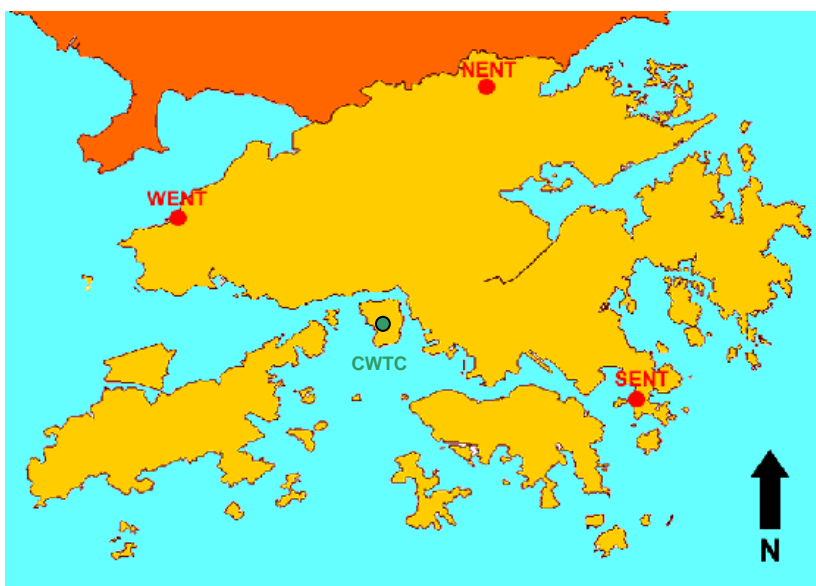


図3 廃棄物処理施設の位置

出所：香港環境保護所ホームページ

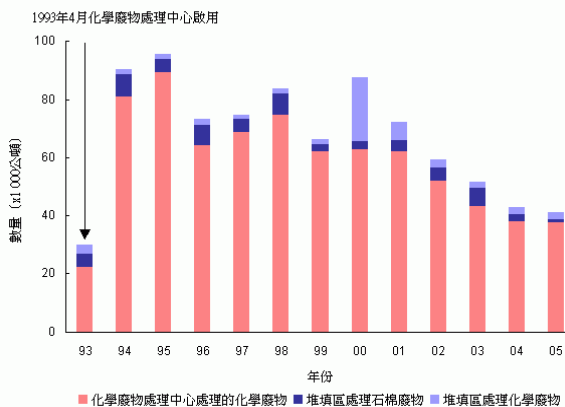
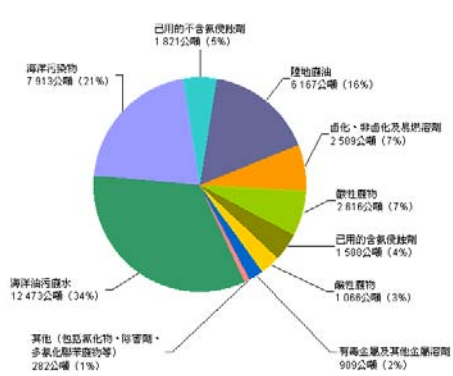


図4 化学廃棄物の種類及び処理量の推移

出所：香港環境保護所ホームページ

第7節 マニフェスト制度

香港における化学廃棄物の管理は1993年からWDOに基づき行われている。

WDOのもとに、計画環境地政司が環境汚染問題諮問委員会（Secretary for Planning, Environment and Lands after consultation with the Environmental Pollution Advisory Committee）と協議の上、「化学廃物管制計画指南」などの個別のガイドラインが策定されている。

化学廃棄物の排出する者は排出者として香港環境保護署に登録し、廃棄物を放置する前に必ず包装の上に標示をして適正に貯蔵しなければならない。廃棄物運搬業者は環境保護署のライセンスを取得しなければならない。

化学廃棄物の収集運搬には積載記録制度（Trip-ticket system）が導入されている⁶。廃棄物の排出者は、廃棄物を収集業者に引き渡す前に、所定の積載記録様式（3枚綴り）に記入しなければならない。排出者は、廃棄物の種類・形状・量及び標示などの情報を正確に記載し、その1枚（コピー）を最低12ヶ月間保存しなければならない。収集運搬業者は48時間以内に廃棄物を処理施設まで運ばなくてはならない。収集運搬業者が所定の場所に廃棄物を届けた後、収集運搬業者がもう1枚のコピーを保存し、廃棄物処理業者が原本を保存する。排出者、収集業者、引受地の責任者は、いずれも環境保護署に所定の期間内に、所定の追加情報を提示しなければならない。

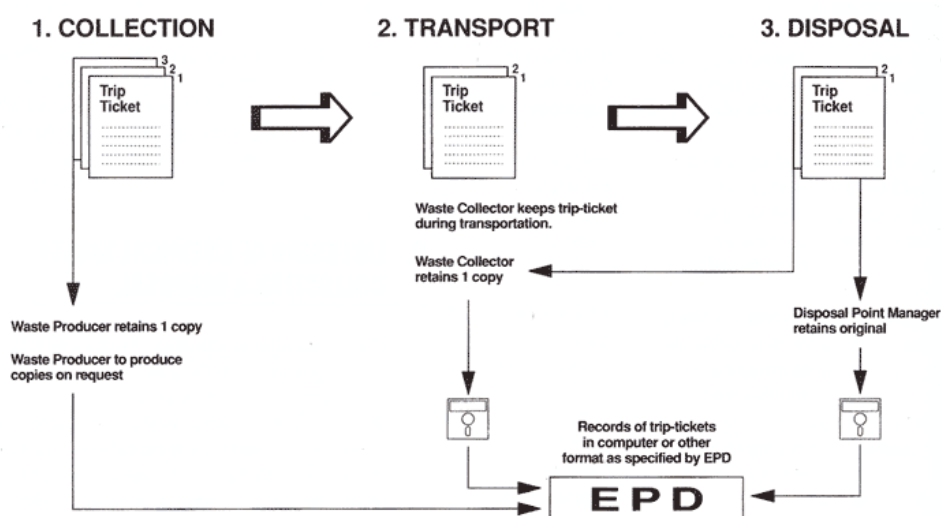


Figure 3 - The trip-ticket system for tracking the consignment of chemical waste

図5 化学廃棄物の移動・処理における管理体制

出所：香港環境保護所『化学廃物管制計画指南』

⁶ 化学廃棄物の積載記録制度

http://www.epd.gov.hk/epd/english/environmentinhk/waste/guide_ref/guide_cwc_sub1_2-5.html

建築廃棄物にも積載記録制度 (Trip-ticket system) が導入されている⁷。運搬車両の運搬状況を記録し、トラックが建築廃棄物を適切な施設に運ぶことを確保するために導入された制度である。委託請負業者は、廃棄物を運ぶ前に、所定の積載記録様式 (standard trip-ticket form) にトラックに関する資料や積載する貨物 (廃棄物種類と大体の重量) 及び処理施設 (目的地) を記入しなければならない。廃棄物が指定された処理施設に到着後、運転手は記録確認表 (receipt) を受け取る。これを依頼者 (エンジニアまたは建築業者の代表) に渡すことで、委託業者が法規定を遵守しているかどうかを確認する。

第8節 廃棄物の排出・リサイクルの現状

毎年約 600 万トンの都市ごみが発生し、都市ごみは毎年 3% 増加している (人口増率は 0.9%)。埋立処分場に回る廃棄物は、建築廃棄物 (48%)、都市ごみ (45%)、特殊廃棄物 (7%) となっている。香港の建築廃棄物の 8 割は不活性廃棄物 (がれき、コンクリート等) である。非不活性廃棄物には竹、木材、包装材などがあり、直接埋め立てずに、回収・リサイクルするよう進めている。2005 年には 259 万トンがリサイクルされ (リサイクル率 43%)、残り 340 万トンは埋立処分されている。リサイクル量のうち 16 万トン (6%) は国内で、243 万トン (94%) は中国大陸や他国へ輸出され海外でリサイクルされている。リサイクル目的の廃棄物輸出額は 45 億香港ドルに上る。

2005 年初の予測では現在の処分場 (3 箇所) 6~10 年で満杯になると考えられ、2030 年の廃棄物処理問題の解決のためには、埋立量の削減が必要である。生ゴミ等有機廃棄物の埋立禁止も視野にいれている。

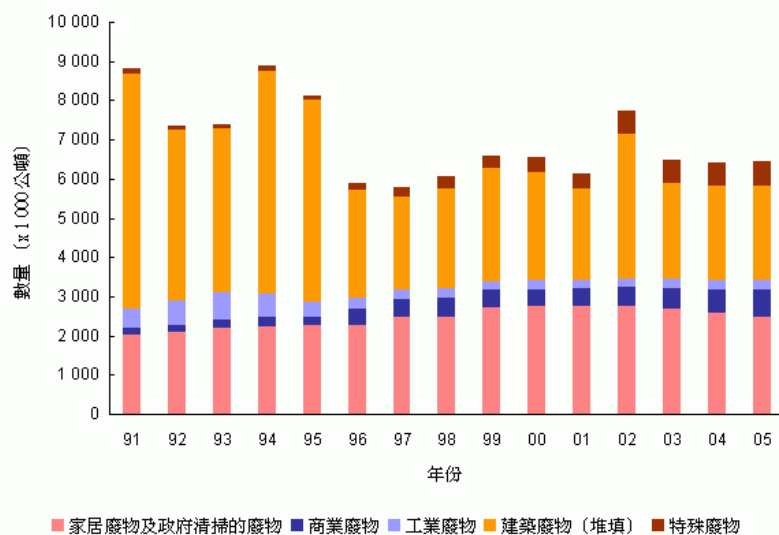


図6 処理された主な固形廃棄物

出所：香港環境保護所ホームページ

⁷ 建築廃棄物の積載記録制度

<http://sc.info.gov.hk/gb/www.epd.gov.hk/epd/misc/cdm/guidelines8.htm#>

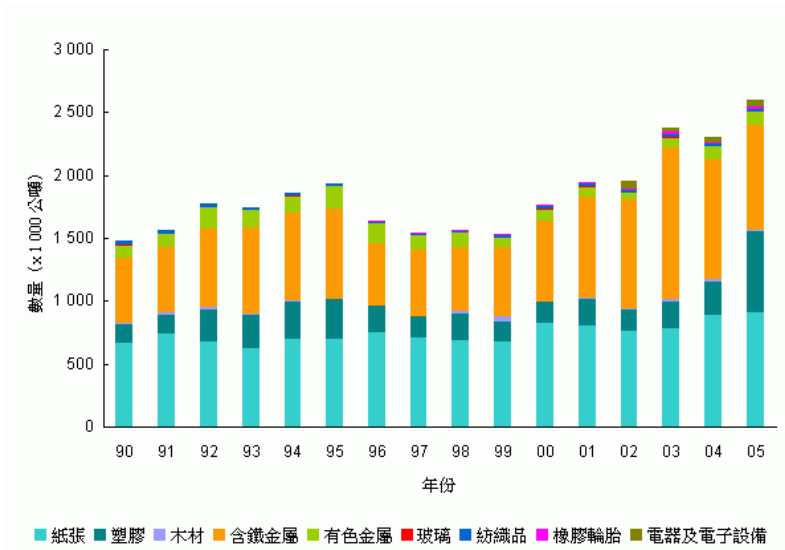


図7 回収・リサイクルされた廃棄物

出所：香港環境保護所ホームページ

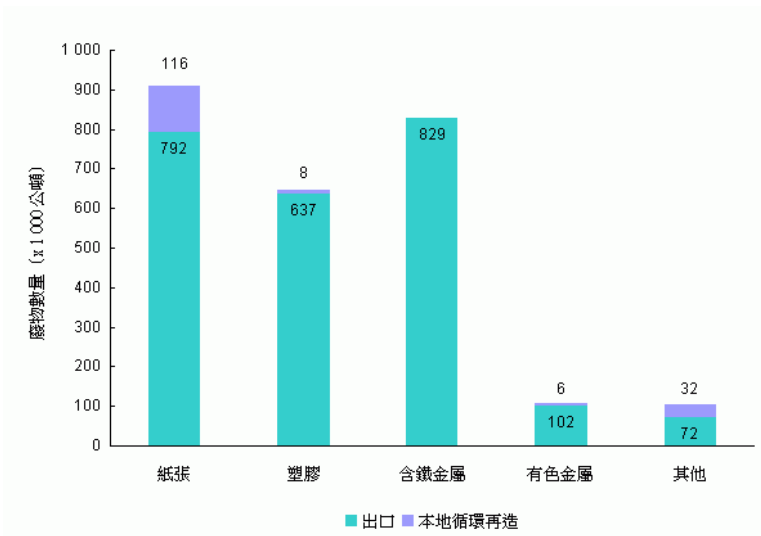


図8 2005年に回収リサイクルされた量

出所：香港環境保護所ホームページ

第9節 廃棄物・リサイクルに関するプログラム等

ごみ分別

「減少廃物計画」を受けて、1998年から家庭からの分別回収「三色分類」（各家庭が3色のゴミ箱に古紙、アルミ缶、プラスチックボトルを分別する）回収が始まった（香港市民の約7割が参加）。2004年には廃棄物の乾湿分別（試験的）や、分別利便性向上のための分別状況調査の実施、分別対象品目の拡大、大型家電や衣類の定期的な回収日をもうけるなどの取り組みを行ってきた。

追加された分別対象品目

- ・ その他金属容器（ビケットなどの金属容器）
- ・ 混合金属（魔法瓶、鍋など）
- ・ プラ袋（買い物袋、包装袋）
- ・ 混合プラ（CD/DVD ディスク、おもちゃ）

これらの試験成果をもとに、環境保護署は 2005 年 1 月から、全香港においてごみ分別を推進している⁸。2010 年までに、ごみ分別を人口 8 割までをカバーすることを計画している。家庭での回収率を高め、リサイクル可能な廃棄物を有効利用する。

香港環境保護署は、廃棄物減量・リサイクル活動の推進するため、1991 年から“ヘルプライン”サービスを開始し、市民等が廃棄物減量・リサイクルプログラムを実施する際に、リサイクル業者や技術に関する情報提供を行っている。2005 年には 5400 件の問い合わせが市民から寄せられた。

リサイクル推進政策

政府は、廃棄物リサイクル産業の育成のため、1998 年から、適当な土地スペースをリサイクル産業に短期でリースする「土地割当政策」を進めている。2005 年末には、総面積 5.8ha に相当する土地が、古紙・金属・廃プラ・紡績品・木材・タイヤ等の回収業者に貸し出された。

「都市固体廃物管理政策大綱（2005-2014）」の廃棄物の減量化・リサイクルの推進政策のもと、香港域内での循環経済の推進、輸出によるリサイクルの依存を軽減させるため、「環境園」の建設が進められている。「環境園」は屯門第 38 区に位置し、面積は 20 ヘクタールで、2 期に分けて工事は行われる。第 1 期工事は 2006 年末、第 2 期工事は 2009 年に完成予定であり、環境園は 2006 年末から操業を開始している。

環境保護署は運営企業に通常業務を委託し、運営企業が園区の公共インフラの管理・整備を行い、環境保護モニタリングも行う。同時に、許可証の申請のコンサルティングや廃棄物の交換計画なども行う。対象となる廃棄物は、廃電池、電子部品、ガラス、有機食品廃棄物、鉄・非鉄金属くず、古紙、廃プラ、タイヤ、木材などであり、機械や人手での分解・破砕などの処理が行われる予定である。

さらに、環境・資源保護基金や科学技術基金の設立を通じてリサイクル技術の開発・推進も行っている。

香港環境保護署のホームページ上では、表 7 の分類で、廃棄物回収業者のリストも公開するなど、情報提供も行っている。

⁸ “Source separation of domestic waste”
http://www.epd.gov.hk/epd/english/environmentinhk/waste/prob_solutions/waste_supe_r3r.html（環境保護署ホームページ）

表7 廃棄物回収業者のリスト

香港回収リサイクル企業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域別 ・ 品目別
リサイクル製品提供業者リスト	<ul style="list-style-type: none"> ・ トイレットペーパー ・ 印刷用紙
中古品回収拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織別 ・ 品目別
特殊廃棄物収集業者リスト	・ 化学廃棄物収集業者
	・ 医療廃棄物収集業者
	・ 隔油池廃棄物収集業者
	・ 廃タイヤ収集機構

出所：香港環境保護署ホームページ

http://www.epd.gov.hk/epd/english/environmentinhk/waste/guide_ref/guide_ref_dwc.html

廃電子電気廃棄物 (E-waste)

香港では毎年 150 万台の廃パソコン・家電が発生している。2003 年 1 月から環境保護署は、廃パソコン・家電の回収計画を開始した。環境保護署は、10 品目の回収を環境 NGO である香港明愛および福群会に委託し、毎年 4 万台の家電を回収・処理する予定。香港環境 NGO のデータによると、香港では毎年 150 万台のパソコンや電子電気製品が廃棄されており、その約 1/3 が回収されていない。2004 年の 1 年間では、香港の固形廃棄物埋立処分場では 18433 トンの廃 PC・電気製品を受け入れており、処理費用は 400 万香港ドルに上る。環境保護署、業界および環境保護団体共同で「充電池回収計画」を策定し、全香港各地に充電池回収ステーションを設置した。

香港特区政府は電子廃棄物の回収について有効な方法を検討している。2006 年末には、生産者責任を実施するための法的枠組みを立法会に提出し、2007 年に電子廃棄物を対象とした個別法規が提出される予定である。

プラ袋の有料化

香港では、発生抑制のため、スーパーで配られる買い物袋への課税を検討している。2009 年施行予定だが、買い物袋の課税政策については、年内にも公開諮問を済ませ、立法会に議論の場を移したい考えである。1 袋あたり 0.5HKD、課税対象は大型のポリ袋となる予定で、公共食品市場などで多く使われる薄手のビニール袋は対象にしないという。

香港で消費される買い物袋は毎日 3300 万袋と、1 人あたり消費量では世界最高水準である。海外の事例では導入により年間消費量が 60～90%の削減効果があるという。

香港の大型ショッピングチェーン数社は、既に「自主的にプラ袋を削減することを目標とする協定」を政府と結んでおり、1 年間に合計で 1 万 2 千万個のレジ袋（年間使用量の 15～20%にあたる）を削減するとしている。

紙や金属等と比べると、廃プラのリサイクル率は低いため、政府はプラスチックの材質標示、市民の意識改革、企業の社会責任、リサイクル市場の構築、生分解性プラスチック

(植物性)などを進めている。

第10節 廃棄物・循環資源の輸出入

中国政府がバーゼル条約を批准したことにより、香港政府もバーゼル条約に準じて「廃棄物処理条例」(WDO)を改正し、輸出入に関する規定が定められた。香港におけるバーゼル条約の「権限ある当局」(Competent Authority)は香港環境保護署である。

規定では、すべての廃棄物の輸入には環境保護署が発行した許可証が必要(廃棄物処理条例第20A条)で、すべての有害廃棄物、感染(汚染された)廃棄物、リサイクル目的ではない廃棄物の輸出入には事前通知承認が必要である。ただし、附属表6にリストされた廃棄物で、汚染がなく、リサイクル目的の輸入である場合については、この制限を受けない。附属表6のリストに含まれる廃棄物として、古紙、繊維廃棄物、金属くず、廃プラスチックなどがある。附属表6に含まれない廃棄物には、医療廃棄物、パソコン、モニターおよび廃電池などの有害廃棄物がある。

バーゼル条約に加えて、輸出に関しては、再使用・資源回収・再加工以外の目的で輸出される廃棄物については、最終処分、焼却などは有害廃棄物と同じ手続きが必要である。資源回収、再加工される廃棄物以外の廃棄物の輸入には、有害廃棄物の輸入と同じ手続きを踏む必要がある。1998年12月28日からOECD諸国等からの有害廃棄物の輸入及び通過も禁止された。

WDOの罰則規定では、許可証がない状況で、有害廃棄物を香港から輸出または輸入した場合、輸出入の目的がどうあれ、違法と見なされる。初犯の場合は最高で罰金20万香港ドルおよび禁固6ヶ月、再犯の場合は最高50万香港ドルおよび禁固2年である。

2004年の廃棄物の不法輸出入は37件、罰金総額は49万香港ドルに達した。大部分の案件は海外から香港経由してアジア太平洋諸国へ輸出された貨物である。2004年初めから環境保護署は国外の関係当局との協力を得て、不法輸出入防止活動を強化している。2005年の不法輸出入件数は43件、罰金総額33万8500香港ドル⁹となっている。

2006年4月に香港はBasel BANを批准し、廃棄物の不法輸出入防止のため、EUとの間でバーゼル条約の執行・管理強化を図っている。

中古家電はバーゼル条約の規制対象外だが、「中古品」と偽った使用不可能な家電製品やパソコン等の輸入が多く、有用な部品や素材を取り出した後の残渣が不適正に処分されるケースが多いことから、香港政府は中古と廃家電を区別する条件(輸出前動作確認、梱包方法等)を輸入業者に通達し、「中古」と称した廃棄物の輸入を規制している。

中国—香港間の廃棄物の越境移動

香港特区政府は、内地・香港の両地域が共同で処理困難な廃棄物の管理する検討を行なうことを希望し、2000年1月、香港特区政府と中国国家環境保護総局は、有害廃棄物の移

⁹ 香港環境保護署のホームページ“Control on Import and Export of Waste”
http://www.epd.gov.hk/epd/english/environmentinhk/waste/guide_ref/stat_pro.html

動に関して覚書を締結している¹⁰。

- ①香港特区で発生した低濃度放射線廃棄物を内地へ輸出し貯蔵および処理を行なうこと
 - ②香港特区の化学廃棄物処理センターにおいて内地から輸入した有害廃棄物を処理することが含まれる。
- 同覚書のもとでの移動実績等については公に報告されていない。

<関連リンク>

香港政府情報局：<http://www.info.gov.hk/>

香港環境保護署：<http://www.epd.gov.hk/epd/>

減少廃物委員会（Waste Reduction Committee）：

http://www.epd.gov.hk/epd/english/environmentinhk/waste/prob_solutions/ip_wrc_abt.html

¹⁰ 「内地から香港へ向けての危険廃棄物輸出についての問題に関する通知」（2000年1月）